# 平 成 29 年 度

健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

橋本市監査委員

# 平成29年度健全化判断比率審查意見

# 第1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

# 第2 審査の期間

平成30年8月6日から平成30年8月14日まで

# 第3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びそ の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか を主眼として実施した。

#### 第4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、法令等に基づきいずれも適正に作成されているものと認 められる。

(単位:%)

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	_	12.70	20.00
② 連結実質赤字比率	_	17.70	30.00
③ 実質公債費比率	13.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	1 2 0 . 6	350.0	

(注) ①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率の「-」は赤字が生じていない ことを示す。

#### (2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 29 年度の一般会計等の実質赤字比率は△1.95%であり、実質収支 は黒字である。

② 連結実質赤字比率について

平成 29 年度の連結実質赤字比率は△31.32%であり、連結実質収支は 黒字である。

# ③実質公債費比率につい

平成29年度の実質公債費比率は13.1%となるが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

また、平成 28 年度の実質公債費比率 12.2%と比較すると 0.9 ポイント 悪化している。

# ④将来負担比率について

平成29年度の将来負担比率は120.6%となるが、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

また、平成 28 年度の将来負担比率 115.4% と比較すると 5.2 ポイント 悪化している。

# (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

# 平成29年度資金不足比率審查意見

# 第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

# 第2 審査の期間

平成30年8月6日から平成30年8月14日まで

# 第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

# 第4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に基づきいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

会計の名称	平成 29 年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	
病院事業会計	_	
公共下水道事業特別会計	_	20.0
農業集落排水事業特別会計	_	

(注)資金不足比率の「一」は資金不足額が生じていないことを示す。

#### (2) 個別意見

水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水 事業特別会計については平成29年度の資金不足額はない。

# (3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。